

新型コロナウイルス感染症の 5 類移行後の対応

新型コロナウイルス感染症(以後、コロナ)は、5 月 8 日から感染症法上の位置づけが 2 類相当感染症から 5 類感染症に移行しました。移行後は、法律に基づき行政が様々な要請や関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、自主的な取組をベースにした対応に変わります。

しかし、感染症法上の位置づけが変わってもコロナが終息したわけではない。5 類移行後の対応について何点か質問させていただきます。

(1)感染者情報の公表

保健所のない我孫子市は、これまで千葉県が公表する情報に基づき毎日感染者情報を公表してきました。しかし、5 類移行後、感染者は定点把握となり、千葉県衛生研究所が週単位で公表することになったため、市の公表は 5 月 15 日で終了しました。

市民からは、コロナが終息したわけではないので市の公表が全くなくなるのは不安だとの声があります。

当面は県衛生研究所に設置された千葉県感染症情報センターが週単位で公表する「千葉県の新型コロナウイルス感染症の発生状況」を市のホームページ等に掲載するか、或いは、リンクをはっていただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。続けて、

(2)受診可能な医療機関の現状と今後の見通し

医療機関の受診は、これまで限られた医療機関でのみ可能でしたが、5 類移行後は幅広い医療機関において受診が可能になります。

厚生労働省は、幅広い医療機関でコロナ患者が受診できる医療体制に向けて、必要となる感染対策や準備を講じつつ段階的に移行を進め

るとして、対応する医療機関を外来は現在の4万2千から最大6万4千に、入院は約3千から全病院約8千にすることを目指しています。

5類移行後の千葉県と我孫子市の受診可能な医療機関の現状と今後の見通しをお聞かせください。

(3)入院調整について

これまで入院調整は県が行ってききましたが、5類移行後は県による直接的な入院調整は行われず、原則医療機関の間や消防においてG-MISにより把握した空床情報を基に入院調整を行う体制になりました。

なお、9月30日までは、医療機関への紹介回数が4回以上かつ30分以上入院先が見つからない場合は県が支援しますが、それ以降は県の支援はなくなります。

これまでコロナの感染拡大期には搬送困難事案が頻発していましたが、5類移行後の入院調整はスムーズに行われる見込みがあるのでしょうか。市の見解をお聞かせください。

(4)ワクチン接種の申し込み

ワクチン接種の申し込みは、6月30日まで市が管理するインターネット予約を継続し、7月1日以降は医療機関への直接申し込みに変更されます。

医療機関への直接申し込みの方法をお聞かせください。また、医療機関の準備状況や市民への周知方法もお聞かせください。

(5)2 類相当時の新型コロナウイルス感染症対策の検証と国や県への改善要望

コロナの 5 類移行を機に、住民と直接接している基礎自治体の立場で、2 類相当時のコロナ対策の検証が必要ではないでしょうか。

また、新型コロナウイルス感染症対策事業の財源として活用した地方創生臨時交付金の使途等、財政面での検証も必要ではないでしょうか。

そして、今後の新たな感染症対策に今回の貴重な経験を活かすために、検証結果を踏まえた改善要望を国や県にすべきではないでしょうか。お考えをお聞かせください。